

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和4年11月7日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 定例会の提案事項について | 3 |
| 第4回定例会の本会議及び委員会等の運営方法について | 3 |
| 定例会の日程について | 4 |
| 本会議の会議録署名議員について | 4 |
| 一般質問について | 4 |
| 発言通告について | 5 |
| 全員協議会について | 5 |
| 区議会だよりの発行協力依頼について | 1 2 |
| 杉並区小中学生環境サミットでの議場の使用について | 1 2 |

議会運営委員会理事会記録

| | | |
|---------------|--|--|
| 日 時 | 令和4年11月7日(月) 午前9時57分～午前10時34分 | |
| 場 所 | 第3・4委員会室 | |
| 出席理事 (8名) | 理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 富 田 た く 理事 奥 田 雅 子 | 理事 浅 井 くにお 理事 小 川 宗次郎 理事 太 田 哲 二 理事 藤 本 なおや |
| 欠席理事 | (なし) | |
| 理事以外の 出席議員 | 議 長 脇 坂 たつや | 副 議 長 渡 辺 富士雄 |
| 出席理事者 | (なし) | |
| 事務局職員 | 事 務 局 長 内 藤 友 行 調整担当係長 議会法務係長 担 当 書 記 出 口 克 己 | 事務局次長 事務代理長 庶務係長 久保井 悦 代 議事係長 蓑 輪 悦 男 |

(午前 9時57分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《定例会の提案事項について》

大泉理事 初めに、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料1を御覧ください。区長から条例4件、補正予算1件、人権擁護委員の候補者の推薦1件、専決処分の報告15件、以上21件の案件が提出される予定となっております。明日開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《第4回定例会の本会議及び委員会等の運営方法について》

大泉理事 次に、第4回定例会における本会議及び委員会等の運営方法について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料2を御覧ください。新型コロナウイルスの感染状況は一時よりも落ち着いてはきているものの、引き続き、これまで実施してきた取組を再確認の上、本会議、委員会等の運営を行っていくことといたします。取組内容につきましては、これまで実施してきた内容となりますので、説明は割愛させていただきます。なお、この後説明を予定している4定中の全員協議会の開催に係る各種感染症対策も同様の扱いといたします。

なお、資料には記載してございませんが、4定の傍聴対応ですが、3定における傍聴の様々な対応について、3定の最終日の動向を見ると一定の落ち着きが見られましたので、原則第2回定例会の対応に戻すことといたしたいと存じます。ただし、3定の傍聴対応のうち、議場の傍聴席の間引きにつきましては、傍聴者はマスク着用の上、発言等をしないことを前提に引き続き間引きをいたしたいと存じます。

この内容でよろしければ、明日開催の議会運営委員会において承認後、全議員宛てに周知することといたしたいと思っております。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、定例会の日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料3を御覧ください。令和4年第4回杉並区議会定例会日程（案）になります。10月19日にお示しした日程案との変更点は網かけの部分になります。明日開催の議会運営委員会において区長から説明がありますが、杉並区総合計画等各計画の一部修正について、全員協議会開催の申入れがある予定です。質疑時間等につきましてはこの後の議題となっておりますので、ここでは全員協議会の開催に当たっての追加の日程や変更点について御説明いたします。11月28日月曜の午後1時から全員協議会の開催、開催場所は第3委員会室となります。この関係で午前10時開会の文教委員会は第1委員会室での開催になります。

以上、日程の修正案を提案させていただきます。

なお、日程案につきましては、明日開催の議会運営委員会で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

大泉理事 ただいまの日程案の説明について、何かございますか。——それでは、定例会の日程案については、明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料4を御覧ください。第4回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりです。なお、本会議の日程が追加された場合などは改めてお知らせいたします。

大泉理事 この件については、よろしくをお願いいたします。

《一般質問について》

大泉理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料はございません。一般質問の通告につきましては、11月8日火曜午後1時から11月11日金曜午後1時までの受付となります。初日、8日火曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。11日金曜日最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めに通告くださるよう御協力をお願いいたします。また、明日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——なければ、明日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については、事務局で確認をお願いします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告に御協力をお願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料はございません。いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。本会議初日、11月16日水曜の発言通告は11月14日月曜午後5時まで、中日、11月21日月曜の発言通告は11月17日木曜午後5時まで、最終日、12月6日火曜の発言通告は12月2日金曜午後5時までとなります。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、発言通告の期限については、明日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

定例会の案件は以上となりますが、新型コロナウイルス感染症対策の件で一言申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症の流行は、感染拡大の時期から比較すると新規感染者数の減少が見られるものの、また、区及び区議会のBCPも解除されておりますが、これまで実施してきた各種感染症対策は緩めることはなく、継続してまいりたいと存じます。議員の皆様への引き続きの御協力をお願いいたします。

《全員協議会について》

大泉理事 次に、全員協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料5を御覧ください。全員協議会の実施方法案になります。

1、案件は、杉並区総合計画等の一部修正になります。2、開催日時及び場所でございますが、11月28日月曜午後1時から第3委員会室において計画の一部修正案の説明と質疑を予定。3、実施方法ですが、各会派の質問時間は、議会運営委員会理事会で協議し、議会運営委員会で決定いたします。質問時間には再質問の時間も含めるものといたします。各会派の代表者による質問とし、質問時間のみ計測し、一括質問、一括答弁といたします。また、残時間表示を使用いたします。

出席者調整や席次につきましては資料で御確認ください。

1枚おめくりください。各会派の持ち時間の資料になります。1枚目は、直近の昨年実施した各会派の質問時間の資料です。このときは、質問時間8分、答弁時間12分、各会派一律20分でした。

さらに1枚おめくりください。案1としている持ち時間の資料は、予決特と同様に午後5時終了見込みで各会派の人数案分に応じて割り当てた案になります。

さらにもう1枚おめくりいただき、案2としている持ち時間の資料は、交渉会派の時間を削り、少数会派の時間を多くした場合の案になります。これらの資料を基に御協議いただければと存じます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明の部分について、何かございますか。

浅井理事 資料の2枚目、これは前の案となっているけれども、案じゃなくて実際に質疑したものを入れる必要があったんじゃないんですか。3枚目以降は案なのかなと思います。

議会事務局次長事務代理庶務係長 こちらの1枚めくっていただいたものは、参考として令和3年10月15日にお出ししたものの資料をそのまま使用しているものなので、この内容でやりますという内容ではございません。

大泉理事 理事会にこういう形で提出されたものをそのまま今回御用意いただいたということですね。そういった御理解でよろしいでしょうか。

その上で、今、持ち時間も含めた協議ということなんですけれども、今こちら側から提案させていただいた案1、案2がございます。案1については、今、御説明をいただいたとおり、5時終了を目途に人数で割って、それを会派の人数に掛けたものになります。ここを見ますと、連携会派が解消されたことにより各1人会派がかなり増えました。その人数ということではありますと、持ち時間が質問時間2分、そして答弁を入れると合計が5分といった時間配分になるといったことです。ここの部分が少し少ないだろうということもあって、そこを少し配慮したものが案2になるといったところでございます。これをベースに各理事から御意見があればお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

藤本理事 ちょっともう1回説明して。案1の1人当たりの持ち時間で何分になるの。

大泉理事 恐らくこれは小数点なんかを考慮した結果に、こうなったのではないかと思いますけれども、そのあたりの計算方法について御説明をいただけますでしょうか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 こちらの例えば自杉さんの「35分（14分）」につき

ましては、質問時間が会派で14分、それに対して、答弁も含めた形で全体で35分という見方になります。

大泉理事 1人当たりの時間が何分という計算から、この会派の時間が決まってきたのかというところですかね。

議会事務局次長事務代理庶務係長 非交渉会派のことを見ていただければと思うんですが、1人当たり2分弱となっております。

大泉理事 実際には2分弱だったところをここでは切り上げてということで……。

議会事務局次長事務代理庶務係長 小数点がある関係で2をそのまま掛けた数にはなっていないという形になります。

大泉理事 ほかの会派は、やはり小数点がある状態で人数で掛けてというところですか。そういった説明になりますけれども。

藤本理事 そうしたら合わない。多分公明さんだって、6人で計算したって12分でしょう。

島田理事 1人当たり大体1.8分とか、だから、1分40何秒ということで、そういうわけにはいかないから2分てここに書いてあると思うんだけど、そんな計算になるのかなとは思いますが、どうでしょうか。さっき大泉さんが言ったように、きっちり割り切れないので、小数点があるので、それを切り上げたり、切り下げたりした数字なんじゃないかな……。

藤本理事 そこはやっぱりクリアにしておかないと、1人会派の人たちに説明できない。

大泉理事 では、今ここでは1分何十秒という示し方をしないで、繰り上げて2分という形になっていますけれども、実際に計算したときというのは幾つになったのかというのをちょっと一旦教えていただいてもいいですか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 後ほど計算してお出ししたいと思います。申し訳ございません。

島田理事 要するに、1時から5時までやったとして、最初の説明が例えば20分なら20分あって、休憩15分を入れると全部の時間が、委員会の時間が出る。それを人数で、質問と答弁を1対1.5にして全部計算すると、これに近い数字になるということなんだろうというふうに思います。

議会事務局次長事務代理庶務係長 島田理事がおっしゃるとおりの計算方法になります。

大泉理事 具体的な1人当たりの1分何十秒だったのかというところを今計算していただいているというところですね。

議会事務局次長事務代理庶務係長 おっしゃるとおりです。

大泉理事 議長、副議長を抜いてということになりますね。

藤本理事 ちょっと意見だけ言わせてください。今の時間の割り振りの基本的な考え方は理解しているんです。ただ、議会の運営方法として、終わりの時間を設定した中で、そこで割り返して時間を決めるというやり方よりは、積み上げていく、結果的にこの時間になるという運営の方法が私は本来あるべきだというふうに思っておりますので、5時に終わることを前提にしたこの日程については少し疑問があります。

奥田理事 私もちょうと同じように考えたんですけども、例えば1人2分で計算したら何時に終わるのかというのを出してもらったらいいかなというふうに思います。

大泉理事 そうすると、1人2分ということで計算した場合に、ほかの会派、小数点でなくて、全員を2分にした状態で計算するとどのくらいになるのか、また、それで委員会の終了時間が大体どのくらいになるのかということですかね。

奥田理事 その上でまた判断したらいいかと思うんです。

大泉理事 ちょっと今、計算に時間がかかっていますので、もう少々お待ちいただいて。

島田理事 今回の多分全協の考え方は、前回と違って修正だというのがまず1点あります。それから、前回8会派だったのが、今回14会派になっているということで、前回のような形で会派全てを統一してやると、相当な時間がかかるだろうというのがあります。それと平等性というか、9人の会派と1人の会派で時間が同じでいいのかというのもあるので、案1とか、ちょっと質問時間が少ないんじゃないかという意見が出たときのための案2があるのかなというふうには思っております。そういう意味で、ここで協議して、妥当なところが探れば一番いいのかなというふうに思います。

大泉理事 今、島田理事からそういった発言をいただきました。その上で、終わりの時間ありきというのがちょっと違和感があるということの発言もございました。一旦その2分というものを基準とした上で、それを各会派の人数に当てはめた場合にどうなるのかというのを今計算していただいているところですけども、その上で、終わりの時間も含めて、そういったところの判断をいただければいいのかなというふうに考えております。

議会事務局次長事務代理庶務係長 ちょっと話が戻ってしまうかもしれませんが、最初に、まずこの表の考え方をきちんとお示しすると、1時開会で、1時20分までが説明が入り、あと休憩時間を15分取るということで、実時間が205分あるというところを、正副議長を除いた45人で割り返したところ、4.555という数字になるので、約5分、これが答弁と質疑を合わせた1人当たりの持ち時間になります。これを4対6で割り返すと、1人当たり2分と3分になっていくという形になります。

大泉理事 そこを厳密には1.何分という話になるということですよ、4.555ですから。
議会事務局次長事務代理庶務係長 そうです。

大泉理事 そこを割り返した丸めた数字ではなくて、厳密に何分だったのかというところがまず1点目。

議会事務局次長事務代理庶務係長 今の計算の方法ですと、1人当たりの持ち時間、答弁も含めた形で4.555分になってしまうので、これを質疑対というのが……。

大泉理事 それを1対1.5で割ったときに……。

議会事務局次長事務代理庶務係長 きちんと紙に落としたものを出し直ししたいと思いますので、申し訳ございませんが、ちょっとお待ちいただければと思います。

もう1点だけ、すみません。お1人当たりの質問時間を2分と計算した場合の終了見込み予定時間となりますと、午後5時20分が終了予定になります。

大泉理事 それが2分とした場合の終了予定時間となりますが、その上で、案2の用意があるということは、やはり質問が2分では少し少ないのではないかという御意見も当然あるだろうということで、これはもちろん皆さんの協議の結果、どういうふうに調整がつくかということになりますけれども、仮に1人会派を4分に延ばした場合、その分がほかの人数の多い会派の分をそちらのほうに回すというような形になりますけれども、それで出てきたものが案2ということになっています。

今、正確な数字はまた後ほどというようなところがありましたけれども、考え方として、1人会派に対して少し時間をちょっと調整するといった考え方の部分については、理事の皆様、いかがですか。

太田理事 時間のこともあるんだけど、出される一部修正の内容が物すごいものなのか、そう大したものじゃないということによって感覚ががらっと変わってくるんだけど、一部修正の中身というのは、事前に配付されるなり、何か説明なり、何か個別にあるんですか。それとも、このとき、20分だけぽんと出てくるということなのか、どんな感じなんですかね。

議会事務局長 事前に聞いている話ですと、前もって今作成している資料で説明することで、当初のボリューム感ではないということは聞いていますので、ページ数じゃなくて、やっぱり中身、太田理事がおっしゃったように質の問題もありますので、薄いから時間の問題が要らないとかというんじゃないで、事前に説明をしていくということですので、そこは大丈夫だったと思いますけれども。

太田理事 事前に説明があるということですね。

大泉理事 余談になりますけれども、私も今回は部分修正で、一番大きなところは、来

年にいわゆるローリングの前倒しというところが、そこはかなりあるけれども、今回は部分的なものだというようなことは伺っているところですが、ただ、具体的な何か所だということであるとか、どこの部分だということというのは、やはり太田理事がおっしゃるとおり、今の段階では分からないというところなので……。

ただ、そういったことも踏まえて、今回は主要6計画全体について1会派8分、合計20分というような形で、全体についての質疑でそういった配分でさせていただいたといったところから、それと同等というところまでは要るのか、要らないのかということであれば、ちょっとそこまで同じにしなくてもというようなところもあるのかなというのは個人的には思うところですが。

富田理事 時間があるようなので、少し確認したいんですけども、今回の全員協議会の後に、この内容について質疑をするタイミングというのはあるんですか。議会の場であったりとか、公式に議事録が残るような場でこの修正について質疑ができるタイミングがあるのであれば、主要なポイントだけに抑えて、細かいところは別の機会にということもあると思うんですけども、そういう場がないとするならば、ちょっと時間についてはいろいろと考えなきゃいけないのかなと思ったので、そこも確認したいと思いますが。

大泉理事 今、そういった御意見がありました。この全員協議会を通った後にはパブリックコメントをやるというふうには聞いております。そのパブコメが出てきて、その修正を加えた時点で、やはりまた、最終的には諮るというふうなことになるのかどうか、そのあたりの何か事務局のほうで分かるところがあれば。

浅井理事 今回提案されるものの改定の期日というのはいつなんですか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 事務局でもこの件に関して詳しい情報をちょっと持ち合わせておりませんので、この件については持ち帰りというふうにさせていただければと思います。

島田理事 この総合計画をはじめとする計画は議決事項じゃないんですよね。だから、各委員会でその該当するところの説明があつたりとかということはあると思いますが、多分今、大泉さんが言ったように、パブコメが終わって、最終的なものが出てきたときに、また全員協議会という形で終わるんだろうと。それが議会としては、改定されたものが予算にどう反映されてくるのか、その予算の成否を我々が議決するという形になるんだろうというふうには思います。

大泉理事 今、島田理事からそういったお話がありました。今、各理事のお話を聞きますと、ちょっと今判断するにはいろいろと情報が少ないのかなというふうなところも

あります。ただ、一方として、議決事項ではないというようなところと、また、この反映された予算に対してしっかり議会として発言をし、質疑をしてという機会はあるだろうといったことも踏まえて、本日の段階で、全協の設置自体は御同意をいただきながらも、その質疑持ち時間については、改めて資料を出していただいた上で協議をするというのが1つ。

今の状況の中だと、案1、案2の中からだとちょっとまとまり切れないということであれば、持ち時間について、今日の時点でどうしても決めなければいけないという段階ではないということもありますので、例えばこれは4定が始まってから、中日であったりとか、どこかのタイミングで、それはまた理事会として集まっていたいて、その上でまた決めていくといったことになろうかと思っておりますので、それでまた再度協議をしていただく上でも、まずこの案2が出てきたといったところの考え方、いわゆる最初、案1については、単純にそれぞれ同じ時間で配分をした場合なんですけれども、それが1人会派に関しては2分という時間ではちょっと少ないであろうということから、そこにはちょっと時間を増やす。その分がほかの会派としては時間が減るといったこととなりますけれども、そういった調整を行うということについて、理事の皆さんの考え方としてはいかがでしょうか。

島田理事 3分でいいか。これは多分質問は多数会派順でいくと思うし、それから修正の計画なので、ダブらないようにしてもらえば、多分そんなには1人会派でも時間を取らないかなというふうには思っております。

大泉理事 もうこれは2分であれ、3分であれ、4分であれ、どれが適切かというところは正直どの判断もできないと思うんですけれども、あくまで全体のバランスの中で多数会派もそれなりに同じ計算でいけば全然時間は変わってくると思いますが、そこは減らしながらということで、着地点がどの辺にあるのかということをお判断いただいて、この理事会で決めていくということになりますから、そのあたりの御判断、今ここで2分、3分、4分というのはちょっと難しいかもしれませんが、どうですか、単純に2分の場合、3分の場合、4分の場合ぐらいの案を次回提案していただいた中で協議するというようなことでもよろしいですか。

議会事務局次長事務代理庶務係長 今、大泉委員長が御提案いただいた2分、3分、4分の案を作らせていただきたいと思っております。

島田理事 バランス的には、4分にしちゃうと4人の会派と2分しか差がないという状況にもあります。例えば自杉さんに少し遠慮してもらって、1分ずつ4人の会派に分配するとか、でなければ、最初に交渉会派は8分以上ということで1回計算し直して

みるとか、当然多いところは若干減らすような方向で、それでやってみるというのも1つの手かなというふうには思いますので、何パターンかちょっと考えていただくといいかなと思います。

大泉理事 今、島田理事に総括的な御意見もいただきましたけれども、今回、この場で時間を決め切るということではなく、事務局には申し訳ありません。資料をまたお作りいただいて、そういった上で、次回、改めて引き続きの協議とさせていただいた上で、次回のときに決めていくといったところで本日のところはよろしいでしょうか。――では、本日のところでは、この件については引き続きの協議とさせていただきたいと思います。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

大泉理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料6を御覧ください。区議会だより第263号については、4定の一般質問、会派の年頭挨拶などの内容で新年1月1日の発行を予定しています。2枚目の発行計画（案）のとおり質問原稿の提出等、御協力のほどお願いいたします。

以上です。

大泉理事 この件につきましては、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

《杉並区小中学生環境サミットでの議場の使用について》

大泉理事 次に、杉並区小中学生環境サミットでの議場の使用について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料7を御覧ください。環境部環境課から区内小中学校の環境学習の成果について発表、議論をする環境サミットの開催に当たり、議場使用の申出がございました。実施時期は令和5年1月21日土曜午後2時から午後5時まで、参加対象者は区立小中学校13校の児童生徒90名以内の予定です。議会での使用予定がない日程のため、これを受けることとしてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。――それでは、この件については御了承願います。

日程は以上となりますが、ほかに何かございますか。――なければ、明日、この会場にて議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(午前10時34分 閉会)